## 変更前

## 変 更 後

変 更 理 由

#### (放射線計測器類の管理)

### 第61条

各GMは、表61に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故 障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。

# 表 6 1

A U I			
分類	計測器種類	所管 G M	数量※1
1. 被ばく管理	電子式線量計	<u>保安総括GM</u>	1式
用計測器	ホールボディカウンタ	保安総括GM	1 台
2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サー ベイメータ	保安総括GM	7 台
	汚染密度測定用サーベイメータ	保安総括GM	7 台
	退出モニタ	保安総括GM	2 台
	試料放射能測定装置	分析評価GM	1 台* 2
	集積線量計	保安総括GM	1 式
3. 放射線監視 用計測器	モニタリングポスト	保安総括GM	8 台
用 司 側 番	エリアモニタ	燃料計装設備GM	7 台※3
	<del>-</del>	燃料計装設備GM	10台※4
4. 環境放射能	試料放射能測定装置※5	分析評価GM	1台※2
用計測器	積算線量計測定装置	保安総括GM	1 台

- ※1:5号炉及び6号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量(エリアモニタを除く。)
- ※2:表43の試料放射能測定装置と共用
- ※3:使用済燃料共用プールにおけるエリアモニタの合計の台数(エリアモニタが復旧していない場合 |※3:使用済燃料共用プールにおけるエリアモニタの合計の台数(エリアモニタが復旧していない場合 には、未復旧のエリアモニタを除いた台数とする。)
- エリアモニタ、3号炉原子炉建屋5階におけるエリアモニタ及び4号炉原子炉建屋5階における エリアモニタの台数
- ※5:福島第二原子力発電所と共用

(放射線計測器類の管理)

#### 第61条

各GMは、表61に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故 障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。

## 表 6 1

分類	計測器種類	所管 G M	数量*1
1. 被ばく管理 用計測器	ホールボディカウンタ	保安総括GM	1 台
2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サー ベイメータ	保安総括GM	7 台
	汚染密度測定用サーベ イメータ	保安総括GM	7 台
	退出モニタ	保安総括GM	2 台
	試料放射能測定装置	分析評価GM	1台※2
	集積線量計	保安総括GM	1 式
3. 放射線監視 用計測器	モニタリングポスト	保安総括GM	8 台
用 司 例 奋	エリアモニタ	燃料計装設備GM	7台※3
	I   I   I   I   I   I   I   I   I   I		10台※4
4. 環境放射能	試料放射能測定装置※5	分析評価GM	1台※2
用計測器	積算線量計測定装置	保安総括GM	1 台

- ※1:5号炉及び6号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量(エリアモニタを除く。)
- ※2:表43の試料放射能測定装置と共用
- には、未復旧のエリアモニタを除いた台数とする。)
- ※4:使用済燃料乾式キャスク仮保管設備におけるエリアモニタ、2号炉燃料取り出し用構台における ※4:使用済燃料乾式キャスク仮保管設備におけるエリアモニタ、2号炉燃料取り出し用構台における エリアモニタ、3号炉原子炉建屋5階におけるエリアモニタ及び4号炉原子炉建屋5階における エリアモニタの台数
  - ※5:福島第二原子力発電所と共用

個人線量評価用測定器変更に 伴う変更

変更前	原于月旭設に係る美旭計画変更比較衣(第III卓 第 I 編) 変 更 後	変更理由
附則	附 則	
	附則(       (施行期日)	
	第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。	
	2. 第61条については、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の改正までに適用することとし、それまでの間は従前の例による。	
附則(令和4年10月27日 原規規発第2210277号)   (施行期日)	附則(令和4年10月27日 原規規発第2210277号)   (施行期日)	
第1条 この規定は、令和4年11月4日から施行する。	第1条	
	2. 第42条については、1号大型カバー換気設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。	
附則(令和4年5月9日 原規規発第2205093号)	附則(令和4年5月9日 原規規発第2205093号)	
(施行期日)       第1条	(施行期日)         第1条	
2. 第4条, 第5条, 第52条, 第56条及び第57条については, 本実施計画変更認可申請書の認可 を受けた日又は令和4年1月14日付にて申請した福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る	2. 第4条, 第5条, 第52条, 第56条及び第57条については, 本実施計画変更認可申請書の認可を受けた日又は令和4年1月14日付にて申請した福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る	
実施計画 (IV 特定核燃料物質の防護)変更認可申請書の認可を受けた日のいずれか遅い日より30日以内に施行することとし、それまでの間は従前の例による。	実施計画 (IV 特定核燃料物質の防護)変更認可申請書の認可を受けた日のいずれか遅い日より30日以内に施行することとし、それまでの間は従前の例による。	
(中略)	(中略)	
附則(令和2年2月13日 原規規発第2002134号)	附則(令和2年2月13日 原規規発第2002134号)	
(施行期日)       第1条	(施行期日)   第1条	
2. 第5条, 第38条, 第39条及び第42条の2の表42の2-1における増設焼却炉建屋排気筒から放出される放射性気体廃棄物の管理については, 増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点		
から適用することとし、それまでの間は従前の例による。	から適用することとし、それまでの間は従前の例による。	
4. 添付1 (管理区域図)の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区域図面並びに添付2 (管理対象区域図)の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理対象区域図面	4. 添付1 (管理区域図)の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区域図面並びに添付2 (管理対象区域図)の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理対象区域図面	
の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例に よる。	の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例に よる。	
(施行期日)		
第1条 2. 第5条及び第42条の2については、油処理装置の運用を開始した時点から適用することとし、そ		油処理装置の運用開始に伴う
れまでの間は従前の例による。		記載削除(令和4年11月22日運用
附則 (平成 2 9 年 3 月 7 日 原規規発第 1703071 号) (統 5 期 月)	附則(平成29年3月7日 原規規発第1703071号) (按行期日)	開始)
(施行期日)       第1条	(施行期日)       第1条	
2. 第3条, 第5条及び第42条の2については, 放射性物質分析・研究施設第1棟の運用を開始した時点から適用することとし, それまでの間は従前の例による。	2. 第3条, 第5条及び第42条の2については, 放射性物質分析・研究施設第1棟の運用を開始した時点から適用することとし, それまでの間は従前の例による。	
(省略)	(省略)	

### 変更前 変 更 後

(放射線計測器類の管理)

## 第102条

各GMは、表102に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障 等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。

## 表102

11 1 0 2			
分類	計測器種類	所管GM	数量※1
1.被ばく管理	電子式線量計	<u>保安総括GM</u>	<u>1式</u>
用計測器	ホールボディカウンタ	保安総括GM	1 台
2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サー ベイメータ	保安総括GM	7 台
	汚染密度測定用サーベイメータ	保安総括GM	7 台
	退出モニタ	保安総括GM	2 台
	試料放射能測定装置	分析評価GM	1 台** 2
	集積線量計	保安総括GM	1 式
3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	保安総括GM	8 台
	エリアモニタ	燃料計装設備GM	82台 <sup>※3</sup> ※4
4. 環境放射能	試料放射能測定装置※5	分析評価GM	1台※2
用計測器	積算線量計測定装置	保安総括GM	1 台

- < )
- ※2:表90の試料放射能測定装置と共用
- ※3:5号炉及び6号炉におけるエリアモニタの合計の台数。なお、管理区域外測定用の2台を含む。
- ※4: 当該エリアが滞留水により人の立ち入れない状況にあり、修理又は代替品の補充が速やかに実施 できない場合には、当該エリアの立入りが可能となった後、速やかに修理又は代替品を補充する。
- ※5:福島第二原子力発電所と共用

(放射線計測器類の管理)

## 第102条

各GMは、表102に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障 等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。

### 表102

分 類	計測器種類	所管 G M	数量*1
1.被ばく管理 用計測器	ホールボディカウンタ	保安総括GM	1 台
2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サー ベイメータ	保安総括GM	7 台
	汚染密度測定用サーベイメータ	保安総括GM	7 台
	退出モニタ	保安総括GM	2 台
	試料放射能測定装置	分析評価GM	1 台※2
	集積線量計	保安総括GM	1 式
3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	保安総括GM	8 台
	エリアモニタ	燃料計装設備GM	82台 <sup>※3</sup> ※4
4. 環境放射能	試料放射能測定装置※5	分析評価GM	1 台**2
用計測器	積算線量計測定装置	保安総括GM	1 台

※1:1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量(エリアモニタを除 ※1:1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の放射線計測器類と共用で確保する数量(エリアモニタを除

※2:表90の試料放射能測定装置と共用

※3:5号炉及び6号炉におけるエリアモニタの合計の台数。なお、管理区域外測定用の2台を含む。

|※4:当該エリアが滞留水により人の立ち入れない状況にあり、修理又は代替品の補充が速やかに実施 できない場合には、当該エリアの立入りが可能となった後、速やかに修理又は代替品を補充する。

※5:福島第二原子力発電所と共用

1

変 更 理 由

個人線量評価用測定器変更に

伴う変更

変更前	変更後	変更理由		
附則	附則			
	所則(			
附則(令和4年7月22日 原規規発第2207222号)         (施行期日)         第1条				
この規定は、令和4年8月1日から施行する。 				
附則(令和4年5月9日 原規規発第2205093号) (施行期日) 第1条 <u>この規定は、令和4年5月16日から施行する。</u>	附則(令和4年5月9日 原規規発第2205093号) (施行期日) 第1条			
2. 第4条,第5条,第95条,第97条及び第98条については、本実施計画変更認可申請書の認可を受けた日又は令和4年1月14日付にて申請した福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 (IV 特定核燃料物質の防護)変更認可申請書の認可を受けた日のいずれか遅い日より30日以内に施行することとし、それまでの間は従前の例による。	2. 第4条, 第5条, 第95条, 第97条及び第98条については, 本実施計画変更認可申請書の認可を受けた日又は令和4年1月14日付にて申請した福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 (IV 特定核燃料物質の防護)変更認可申請書の認可を受けた日のいずれか遅い日より30日以内に施行することとし, それまでの間は従前の例による。			
附則(令和3年11月11日 原規規発第2111112号) (施行期日)	附則(令和3年11月11日 原規規発第2111112号) (施行期日)			
境界及び添付2(管理対象区域図)の全体図における周辺監視区域境界については、放射性物質分析・研究施設第1棟の設置に伴う周辺監視区域柵の設置工事が終了した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。	研究施設第1棟の設置に伴う周辺監視区域柵の設置工事が終了した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3.添付1(管理区域図)の全体図における放射性物質分析・研究施設第1棟及び放射性物質分析・研究施設第1棟の管理区域図面並びに添付2(管理対象区域図)の全体図における放射性物質分析・研究施設第1棟及び放射性物質分析・研究施設第1棟及び放射性物質分析・研究施設第1棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。 4.添付1(管理区域図)における増設焼却炉建屋(1階・2階)の管理区域図面及び添付2(管理対			
(中略)	(中略)			
附則(令和2年2月13日 原規規発第2002134号) (施行期日) 第1条 2. 第5条, 第87条, 第87条の2及び第89条の表89-1における増設焼却炉建屋排気筒から放 出される放射性気体廃棄物の管理については, 増設雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から 適用することとし, それまでの間は従前の例による。 4. 添付1(管理区域図)の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区域図面並びに 添付2(管理対象区域図)の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理対象区域図面 の変更は, それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし, それまでの間は従前の例に よる。	適用することとし、それまでの間は従前の例による。 4. 添付1 (管理区域図) の全体図における増設焼却炉建屋及び増設焼却炉建屋の管理区域図面並びに			

変更前	変 更 後	変更理由
附則 (平成31年1月28日 原規規発第1901285号) (施行期日) 第1条 2. 第5条については、油処理装置の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前 の例による。   附則 (平成29年3月7日 原規規発第1703071号) (施行期日) 第1条 2. 第5条については、放射性物質分析・研究施設第1棟の運用を開始した時点から適用することとし、 それまでの間は従前の例による。	附則(平成29年3月7日 原規規発第1703071号) (施行期日) 第1条 2.第5条については,放射性物質分析・研究施設第1棟の運用を開始した時点から適用することとし, それまでの間は従前の例による。	油処理装置の運用開始に伴う 記載削除 (令和4年11月22日運用 開始)
(省略)	(省略)	

	5 実施計画変更比較表(第Ⅲ章 第 3 編 3.1.2 放射線管理) 	亦 更 畑 占
変 更 前 3.1.2 放射線管理	変 更 後 3.1.2 放射線管理	変更理由
3.1.2.1 概要	3.1.2.1 概要	
(中略)	(中略)	
3.1.2.3 発電所における放射線管理	3.1.2.3 発電所における放射線管理	
(中略)	(中略)	
(5)個人被ばく管理 管理対象区域(管理区域を含む)に立ち入る者の個人被ばく管理は、線量を常に <u>測定評価</u> するとともに 定期的及び必要に応じて健康診断を実施し、身体的状態を把握することによって行う。	(5)個人被ばく管理 管理対象区域(管理区域を含む)に立ち入る者の個人被ばく管理は,線量を常に <u>測定</u> するとともに定期的 及び必要に応じて健康診断を実施し,身体的状態を把握することによって行う。	個人線量の評価用測定器変更に伴う記載の変更
(中略)	(中略)	
c.線量の管理 放射線業務従事者の線量が、線量限度を超えないよう被ばく管理上必要な措置を講じる。 (a)外部被ばくによる線量の評価 外部被ばくによる線量の測定は、原則として次のように行う。 ①管理対象区域(管理区域を含む)に立ち入る場合には、 <mark>警報付ポケット線量計等</mark> を着用させ、外部被ばくによる線量を <u>その日ごとに</u> 測定する。	c.線量の管理 放射線業務従事者の線量が、線量限度を超えないよう被ばく管理上必要な措置を講じる。 (a)外部被ばくによる線量の評価 外部被ばくによる線量の測定は、原則として次のように行う。 ①管理対象区域(管理区域を含む)に立ち入る場合には、受動形個人線量計を着用させ、外部被ばくによる線量を測定する。	個人線量の評価用測定器変更 に伴う記載の変更
(中略)	(中略)	
(d)個人の線量の測定結果は、定期的に評価、記録するとともに以後の放射線管理及び健康管理に反映させる。	(d)個人の線量の測定結果は、定期的に評価、記録するとともに以後の放射線管理及び健康管理に反映させる。	
なお、視察等管理対象区域(管理区域を含む)に一時的に立ち入る者については、その都度 <mark>警報付ポケット線量計</mark> 等を着用させ、外部被ばくによる線量の測定を行うほか、必要に応じて内部被ばくによる線量の評価を行う。		記載の適正化
(中略)	(中略)	
3.1.2.5 放射線管理に用いる測定機器等 (1)主要設備	3.1.2.5 放射線管理に用いる測定機器等 (1)主要設備	
(中略)	(中略)	
c. 個人管理用 <u>測定設備及び</u> 測定機器 個人の線量管理のため,外部放射線に係る線量当量を測定する <u>蛍光ガラス線量計,警報付ポケット線量計等</u> を発電所内に,内部被ばくによる線量を評価するためホールボディカウンタ等を <u>発電所構外に</u> 備える。 なお,放射性物質の体内摂取が考えられる場合に実施するバイオアッセイについては,必要に応じて発電所構外にて実施する。	内部被ばくによる線量を評価するためホールボディカウンタ等を備える <u>とともに、必要に応じて</u> バイオアッ	
(2)主要仕様 放射線管理設備の主要仕様を以下に示す。	(2)主要仕様 放射線管理設備 <mark>および機器</mark> の主要仕様を以下に示す。	記載の適正化
(中略)	(中略)	
個人管理用 <u>測定設備及び</u> 測定機器 1式 ・ホールボディカウンタ ・ <u>警報付ポケット線量計</u> ・ <u>蛍光ガラス線量計</u>	個人管理用測定機器 1式 ・ホールボディカウンタ ・ <u>電子式個人線量計</u> ・ <u>受動形個人線量計</u>	個人線量の評価用測定器変更に伴う記載の変更
(以下,省略)	(以下,省略)	